

電話等報告方法ノ選擇ヲ適切ナラシムルコト

三、廳府縣連絡警察電話ニ依ル報告等ニ付テハ同一内容ノ情報ヲ重複通報(例ハバ警察部ニ於ケル主務課ノ異ナルニ因リ重複シテ通報スルガ如キ)スルガ如キコトナキ様部内各課ノ連絡ヲ図ルコト

庶收第七六六號

昭和十六年九月五日

警務課長

文書課長

警保局長殿
於前課長

官廳關係出版物處理ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ情報局第二部第二課長ヨリ別紙ノ通申越有之候條御了知相成度



警保局

警務課 72 号

審 判 局 長

情二ノ(二)第三五號

昭和十六年八月二十九日

情報局第二部第二課長

大 熊 謙 園

内務省 文 書 課 長 殿

官廳關係出版物處理ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ第四十九回幹事會ニ於テ別紙ノ通り決定致候故爾
今事務ノ處理ニ付キ可然被取計度
尙官廳外郭團體出版物一覽中左記ノモノニ付テハ日本出版文化協
會ニ於テ取扱ハザルニ付削除相成度

- (イ) ペンフレット、リーフレット
- (ロ) 社報、事業報告
- (ハ) 會員名簿、株主名簿
- (ニ) カタログ

内 務 省

官廳外郭團體ノ出版物ニ關スル處理要綱

要 旨

(昭・一六・八・二七用紙統制幹事會決定)

官廳外郭團體ノ中ニハ營利事業ヲモ經營スルニ重性格ノモノ妙ナ
カラズ之ガ粉滑ヲ避クルニハ左記要領ニ依リ處理スルヲ要ス

要 領

- 一 官廳外郭團體タル對象ノ出版物ハ既ニ幹事會ニ於テ決定シタル
官廳外郭團體出版物一覽ニ依リ用紙ノ配給ヲ行ヒ當該出版物ノ
用紙所要量其ノ他ニ變更ノ申請アリタル場合ハ其ノ都座用紙統
制幹事會ニ於テ之ヲ審議決定ス
- 二 前號以外ノ出版物ハ原則トシテ外郭團體トシテノ出版物ト認メ
ズ、之ニ付テハ定期、不定期ニ不拘日本出版文化協會ニ於テ個
々ノ申請ヲ受理シ、整理ノ上情報局ト連絡シ、前號ニ準ズル取
扱ヲ要スルモノハ之ヲ用紙統制幹事會ニ於テ審議決定ス

(終)